

---

## 第 1 章

## 調査研究概要

---

## 第1章 調査研究概要

### 1. 調査研究の趣旨・目的

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、平成24年4月より介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員が一定の条件の下に喀痰吸引等の行為が実施できることとなった。その一方で、介護事業者側には、医療関係者との連携や喀痰吸引等研修の問題、医療事故発生時の責任問題、吸引器の取扱いなど不安要因も多く、取組みそのものについて消極的な事業者もある。このため、制度の施行に合わせ、民間訪問介護事業者の今後の取組み意向並びに課題認識について調査を行い、制度普及のために何が制約となっているのかを分析・検証する。

今後、都市部を中心とした高齢化の進展に対して、喀痰吸引のさらなるサービス供給量の確保が課題となっている。また、在宅サービス利用者の重度化が懸念される中、訪問看護事業者だけでは対応が困難であり、訪問介護事業者が喀痰吸引の提供を円滑に進めていくことが求められている。訪問介護事業者や介護職員が新制度下で喀痰吸引を実施するリスクを軽減し、喀痰吸引を提供しやすい環境を整備していかなければ、訪問介護事業者による喀痰吸引の提供は進まない。このためにも、施行初年度において民間訪問介護事業所の新制度への取組み意向及び課題認識について調査することは極めて重要である。

## 2. 喀痰吸引等制度の概略

### (1) 喀痰吸引等制度とは

平成 24 年 4 月から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、一定の条件を満たした介護職員は、医療や看護との連携による安全確保が図られていることなど、一定の条件の下で「喀痰吸引等」(喀痰吸引及び経管栄養)の行為を実施できるようになった。

喀痰吸引等は医行為に該当するため、本来は医師法により医師・看護師等のみが実施可能であるが、厚生労働省の通知により、当面のやむを得ない措置として、実質的違法性阻却の下で、介護職員や特別支援学校の教員にも喀痰吸引等の実施が認められてきた経緯がある。こうした経緯を踏まえつつ、将来にわたってより安全に提供できるようにするために、喀痰吸引等制度として法制化されるに至った。

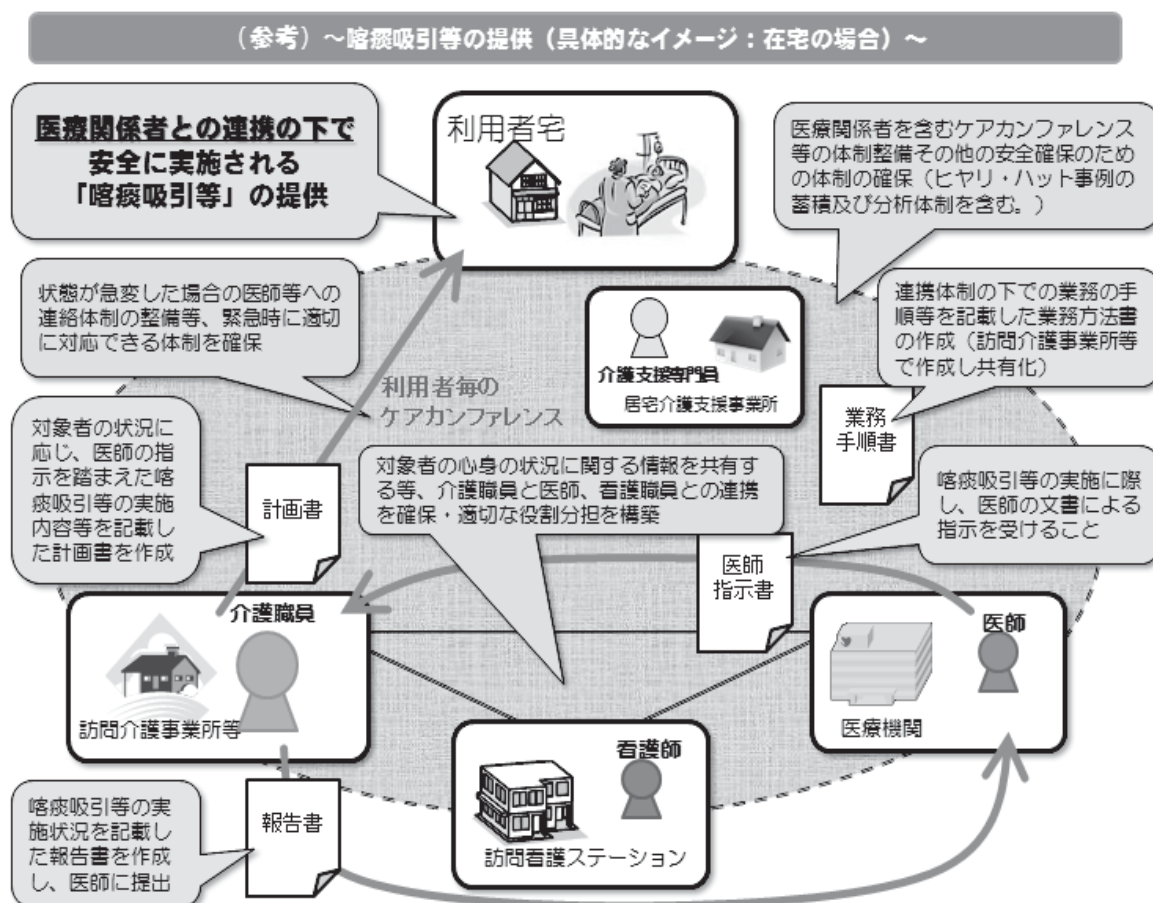
社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、同法第 2 条第 2 項において、介護福祉士の業務として、「喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの」が実施可能となり、厚生労働省令で、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養の実施が認められた。

同法第 48 条の 3 では、「自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない」と規定されており、喀痰吸引等を行う介護事業者は事業所ごとに都道府県に登録することが義務付けられている。登録の要件としては、医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されていること、喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていること、その他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置が講じられていることなどが規定されている。

同法附則第 3 条で、認定特定行為業務従事者は、医師の指示の下に、喀痰吸引等を行うことができる旨が規定されており、同 4 条で介護職員が認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けるためには、喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事から認定されなければならない旨が定められている。ただし、経過措置として、喀痰吸引等研修を修了していなくても、実質的違法性阻却の下で喀痰吸引等の提供を既に行っており、喀痰吸引等研修の修了者と同等以上の知識及び技能を有すると認定された介護職員は、認定特定行為業務従事者として喀痰吸引等を行うことが可能である。

## (2) 医療関係者との連携

喀痰吸引等制度では、社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第2項にて、「認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たって、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない」と規定されており、具体的には、厚生労働省令等によって、以下のように定められている（下記図表を参照）。



「喀痰吸引等制度について」（厚生労働省資料より）

- ①介護職員は、喀痰吸引を実施するにあたり、医師の文書による指示を受ける。
- ②喀痰吸引を必要とする対象者（利用者）の心身の状況に関する情報を共有するなど、介護職員と医師・看護師は連携を確保し、適切な役割分担を構築する。
- ③介護職員は、対象者の状況に応じ、医師の指示を踏まえた喀痰吸引の実施内容等を記載した計画書を作成する。
- ④介護職員は、喀痰吸引の実施状況を記載した報告書を作成し、医師に提出する。
- ⑤対象者の状態急変など緊急時の医師・看護師への連絡体制を整備する。
- ⑥連携体制の下での業務の手順等を記載した業務方法書を作成する。
- ⑦安全委員会の設置など安全確保のための体制を整備する。

### (3) 喀痰吸引等研修

喀痰吸引等の提供を業務として実施しようとする介護職員（ただし、実質的違法性阻却の下で喀痰吸引等を既に実施しており、一定の知識・技能を有している「経過措置対象者」を除く）は喀痰吸引等研修を受講・修了することを義務付けられている。同研修は基本研修（講義＋演習）と実地研修から構成されている（下記図表を参照）。

#### 喀痰吸引等研修の概略図

喀痰吸引等研修	不特定多数	①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     基本研修                      講義 50H + 各行為のシミュレーター演習                 </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     実地研修                 </div>
		②喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     基本研修                      講義 50H + 各行為のシミュレーター演習                 </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     実地研修                      (気管カニューレ内吸引及び経鼻経管栄養を除く。)                 </div>
	特定の者	③実地研修を重視した類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     基本研修                      講義及び演習 9H  <small>※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間</small> </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     実地研修                      ※特定の者に対する必要な行為についてののみ。                 </div>
介護福祉士の養成課程			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     基本研修                      講義 50H + 各行為のシミュレーター演習                 </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     実地研修                      (登録事業者)                      実地研修                 </div>

注：養成課程において可能な限り、実地研修を実施。又は登録事業者において実地研修を実施

厚生労働省資料より

- ①喀痰吸引等研修には、不特定多数の利用者を対象とした第1号研修（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引行為、胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養の経管栄養行為のすべてを実施可能）と第2号研修（気管カニューレ内吸引と経鼻経管栄養を除くすべての行為を実施可能）、特定の利用者を対象とした第3号研修の3類型がある。
- ②第1号研修または第2号研修を修了した介護職員は誰にでも喀痰吸引等の提供が可能となるが、第3号研修の修了者は特定の利用者にはしか喀痰吸引等を提供することができず、別の利用者に喀痰吸引等を提供する場合には研修を受け直す必要がある。
- ③平成24年度以降、介護福祉士の養成課程において喀痰吸引等研修が組み込まれ、平成27年度の国家試験合格者からは、養成課程または登録事業者において実地研修を修了した行為について、平成28年度から喀痰吸引等の提供が可能となる。

### 3. 調査研究実施概要

#### (1) 調査研究実施体制

本調査研究では、「民間介護事業者における介護職員等喀痰吸引制度の取組み意向並びに課題認識に関する調査研究事業検討委員会」を設置し、介護職員による喀痰吸引の現状や課題等について、多角的見地からの検討・議論を行った。

同委員会は、学識経験者、民間介護事業者、介護福祉士、ケアマネジャーの立場を代表する委員から構成した。

#### 【検討委員会委員構成】（敬称略）

委員長 小山 秀夫 兵庫県立大学大学院 教授

副委員長 川村 佐和子 聖隷クリストファー大学 教授

委員 黒木 悦子 株式会社ニチイ学館ヘルスケア事業統括本部取締役統括本部長

田中 雅子 日本介護福祉士会 名誉会長

田村 良一 セントケア・ホールディング株式会社常務取締役執行役員

濱田 和則 一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長

オブザーバー 翁川 純尚 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室室長補佐

#### (2) 調査実施方法

介護職員による喀痰吸引について、民間訪問介護事業所の現状や認識を把握するため、以下の通り、アンケート調査およびヒアリング調査を実施した。

##### ①アンケート調査

対象：全国の民間訪問介護事業所（営利法人、NPO 法人、農協・生協等）から 3,000 事業所を抽出

内容：民間訪問介護事業所の現状、今後の取組み意向、課題認識、等

##### ②ヒアリング調査

対象：東京近郊の民間訪問介護事業所から 6 事業所を選定

内容：アンケート調査の補足、課題の背景等を詳細に質問

※その他、調査研究を実施するうえでの参考とするために、民間訪問介護事業者（法人）1 社と地方自治体 1 ヶ所にヒアリングを実施した。

### (3) 調査実施スケジュール

		実施事項	検討委員会
平成24年	9月	調査研究の実施計画・ 方針を策定	
	10月	アンケート調査票 (原案)の作成	
	11月	アンケート調査票 (原案)の修正・完成	<b>第1回 11/6 (火)</b> アンケート調査・ヒアリング 調査の実施方法、アン ケート調査票案の検討
	12月	アンケート調査票の 発送・回収	
平成25年	1月	アンケート結果 の集計・分析	
	2月	報告書(素案)の作成	
	3月	報告書とりまとめ	<b>第2回 3/8 (金)</b> アンケート調査・ヒアリン グ調査の分析結果の検証、 報告書素案の検討